

I C T を活用した歯科診療等に関する検討会
報告書

令和6年3月5日

I 経緯等

1 背景

遠隔医療のうち、医師又は歯科医師と患者間で実施されるオンライン診療については、これが適切に実施される限りにおいて、無診察治療等を禁じている医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 20 条に抵触しないことを平成 9 年の旧厚生省健康政策局長通知等において示された。

また、平成 30 年 3 月に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知 別紙）が策定され、これまで計 3 回改訂が行われる等、段階的に利活用の環境が整備されてきたところである。さらに、オンライン診療その他の遠隔医療が幅広く適正に推進されるよう、令和 5 年 6 月に「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」（令和 5 年 6 月 30 日付け医政発 0630 第 3 号厚生労働省医政局長通知 別添）が策定された。

このような中、歯科診療においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、令和 2 年 4 月に、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日付け厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出され、電話や情報通信機器を用いた歯科診療をして差し支えないこととされたが、その一方で、ICT を活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方についてはこれまで示されていなかったことから、令和 3 年 11 月に厚生労働省において、「ICT を活用した歯科診療等に関する検討会」が設置され、これまで計 4 回議論が行われた。

2 本報告書の目的

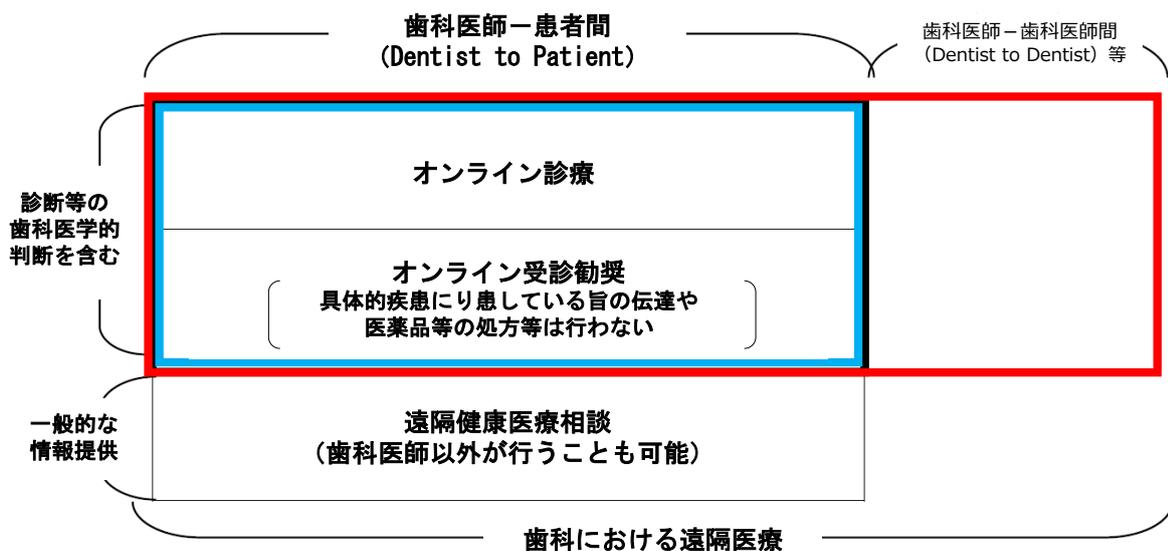
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」や「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を基本とした上で、歯科における特性等を踏まえた ICT を活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方を示すことを目的とする。

なお、歯科におけるオンライン診療が、安全性・必要性・有効性の観点から、歯科医師、患者及び関係者が安心でき、かつ適切に行われるよう、オンライン診療の実施に当たっての基本理念や歯科医師法第 20 条との関係を示した上で、オンライン診療に関しての「考え方」、「最低限遵守する事項」及び「推奨される事項」に加え、必要に応じ「適切な例」や「不適切な例」等を示した「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「歯科オンライン診療指針」という。）を、本報告書の別冊として取りまとめる。

3 取り扱う範囲

歯科における遠隔医療とは、支援・指導等を含む、情報通信機器を活用した健康増進、歯科医療に関する行為であるが、本報告書は、遠隔医療のうち、遠隔健康医療相談等の一般的な情報提供を除くものを対象範囲（以下に示す図の赤枠）とする。

なお、別冊の歯科オンライン診療指針については、歯科における遠隔医療のうち、オンライン診療及びオンライン受診勧奨を対象範囲（以下に示す図の青枠）とする。



4 用語の説明

- (1) 歯科における遠隔医療（以下「遠隔医療」という。）
 - ・ 情報通信機器を活用した健康増進、歯科医療に関する行為。
- (2) 歯科におけるオンライン診療（以下「オンライン診療」という。）
 - ・ 遠隔医療のうち、歯科医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。
- (3) 歯科におけるオンライン受診勧奨（以下「オンライン受診勧奨」という。）
 - ・ 遠隔医療のうち、歯科医師－患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為。

- (4) 歯科における遠隔健康医療相談（歯科医師）
- ・ 遠隔医療のうち、歯科医師－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行い、患者個人の口腔等の状態に応じた必要な歯科医学的助言を行う行為。
 - ・ 相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的判断は伴わないもの。
- (5) 歯科における遠隔健康医療相談（歯科医師以外）
- ・ 遠隔医療のうち、歯科医師又は歯科医師以外の者－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な歯科医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の歯科医学的判断を伴わない行為。
- (6) 歯科におけるオンライン診療支援者（以下「オンライン診療支援者」という。）
- ・ 歯科医師－患者間のオンライン診療において、患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合等に、その方法の説明など円滑なコミュニケーションを支援する者。
 - ・ 家族であるか、看護師、歯科衛生士や介護福祉士等の医療・介護従事者であるかは問わない。

5 留意事項

本報告書（別冊の歯科オンライン診療指針も含む。）は、歯科における特性等を踏まえ、ICTを活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方等を整理するものであり、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」や「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を基本とする。

歯科オンライン診療指針は、遠隔医療の導入・実施に関する関係者の取組を法令上義務づけるものではないことに留意されたい。また、遠隔医療の取扱いに関する法令上の取扱いについては、社会情勢に応じて、時限的又は特例的な取扱いに係る通知、事務連絡等が随時発出される可能性があることに留意されたい。

II 歯科におけるオンライン診療等

1 基本的理念

オンライン診療は、

- ① 患者の日常生活の情報も得ることにより、歯科医療の質の向上に結び付けていくこと
- ② 歯科医療を必要とする患者に対して、歯科医療に対するアクセシビリティ（アクセスの容易性）を確保し、よりよい歯科医療を得られる機会を増やすこと
- ③ 患者が歯科治療に能動的に参画することにより、歯科治療の効果を最大化すること

を目的として行われるべきものである。

こうした基本理念は、医療法第1条の「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与すること」に資するものである。

歯科医師及び患者は、以上を念頭に置いたうえで、オンライン診療を行うべきである。特に、歯科医師については、以下に示す基本理念に従ってオンライン診療を提供すべきである。

(1) 歯科医師－患者関係と守秘義務

歯科医師－患者間の関係において、診療に当たり、歯科医師が患者から必要な情報の提供を求めたり、患者が歯科医師の治療方針へ合意したりする際には、相互の信頼が必要となる。

このため、「かかりつけの歯科医師」にて行われることが基本であり、対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。

(2) 歯科医師の責任

オンライン診療により歯科医師が行う診療行為の責任については、原則として当該歯科医師が責任を負う。

このため、歯科医師はオンライン診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について、慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。

患者の状態、歯科疾患の特性や歯科治療の内容等を踏まえ、対面診療とオンライン診療の「ベストミックス」を作ることによって、歯科診療の質が高まるように行うことが求められる。

また、歯科医師は患者の医療情報が漏洩することや改ざんされることのないよう、情報通信及び患者の医療情報の保管について、歯科オンライン診療指針に定める内容及び関連するガイドラインに沿って適切に行うことが求められる。

(3) 歯科医療の質の確認及び患者安全の確保

オンライン診療により行われる歯科診療行為が安全で最善のものとなるよう、歯科医師は自らが行った歯科診療について、対面診療の場合と同様に治療成績等の有効性の評価を定期的に行わなければならない。

また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、歯科医師は、必要な体制を確保しなければならない。

(4) オンライン診療の限界などの正確な情報の提供

個別の疾病等の状況にもよるが、オンライン診療においては、対面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定される。その一方、オンラインであるために生活環境等についての情報は得やすくなる。

歯科医師は、こうしたオンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、患者及びその家族等に対して、オンライン診療の利点やこれにより生ずるおそれのある不利益等について、事前に説明を行わなければならない。

(5) 安全性や有効性のエビデンスに基づいた歯科医療

適切なオンライン診療の普及のためには、その歯科医療上の安全性・必要性・有効性が担保される必要があり、歯科医師は安全性や有効性についてのエビデンスに基づいた歯科医療を行うことが求められる。

特に、オンライン診療においては、対面診療と比べて、歯科医療へのアクセスが向上するという側面がある一方で、得られる情報が少なくなってしまうという側面もあることを考慮し、安全性・必要性・有効性の観点から、適切な歯科診療を実施しなければならない。

歯科診療は侵襲的な処置も多いことから、オンライン診療を行おうとする際は患者の状態や歯科疾患の特性等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。なお、オンライン診療は対面診療を適切に組み合わせて行うものであることに留意する必要がある。

また、オンライン診療は、上記のとおり、対面診療に比べて得られる情報が少なくなってしまうことから、治験や臨床試験等を経ていない安全性の確立されていない歯科医療を提供するべきではない。

(6) 患者の求めに基づく提供の徹底

オンライン診療は、患者がその利点及び生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものである。ただし、患者の求めのみの安易なオンライン診療は慎むべきであり、また研究を主目的として歯科医師側の都合のみで安易なオンライン診療を行ったりしてはならない。

2 期待される役割

(1) 歯科医療への時間、場面の制約の少なさに起因するもの

ア 通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現

オンライン診療及びオンライン受診勧奨(以下「オンライン診療等」という。)は、患者の居宅等と歯科医療機関との距離、移動手段、患者の心身の状態などのため頻繁な移動が難しい場合に通院に伴う負担を軽減するほか、長期に渡り繰り返しの通院が必要な歯科疾患の治療について、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替し、歯科医師及び患者の利便性の向上を図ったり、定期的な直接の対面診療にオンライン診療を追加し、歯科医学管理の継続性等の向上を図ることを容易にする。歯科医療機関へのアクセスが制限されている場合に、患者からの求めと患者と歯科医師の相互の信頼関係に基づいて、現場の歯科医師の判断により対面診療を適切に組み合わせてオンライン診療等を活用することは、通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現の観点から有用である。

イ 訪問歯科診療に伴う歯科医師の負担軽減

訪問歯科診療等が必要な患者についてオンライン診療を活用することで、歯科医師が患者の居宅等まで移動する際の時間的負担を軽減する。

ウ 歯科医療資源の柔軟な活用

例えば、歯科系の診療科を標榜する病院(病院歯科)は病院全体の約2割であり、病院歯科の設置状況について地域差が大きくなっている等、近隣地域において専門性の高い歯科医療機関へのアクセスが制限されている疾患への対応等において、遠隔地の専門性の高い歯科医師の助言を受けることが可能となる。

また、病診連携の推進につながることも期待される。

エ 医科歯科連携の推進

全身疾患を抱えた患者や在宅医療を希望する患者等に対して安全・安心な歯科診療を行うため、オンライン診療を適切に利用することにより、円滑で効率的・効果的な医科歯科連携が可能となる。

(2) 患者と歯科医師の非接触下での診療に起因するもの

ア 患者がリラックスした環境での歯科診療の実施

通院等につき大きな負担を感じる患者への歯科診療や、患者の居宅等の日常生活の状況下にある環境での歯科診療が可能となることにより、歯科医師とより率直にコミュニケーションを取ることが可能となり得る。

イ 感染症への感染リスクの軽減

感染症の流行下等において、他者と接触することなく歯科診療を実施できるため、医療従事者及び患者等の感染リスクを軽減することができる。

3 様々な形態

歯科において歯科医師と患者間で行われるオンライン診療は、患者側から当該診療に同席する者の有無や役割により、以下の(1)～(6)に掲げる類型が主に考えられる。

(1) Dentist to Patient

患者側に医療従事者の同席なしで、歯科医師と患者間で歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ 歯科医師が患者に対して非接触下で歯科診療を実施できるため、他の類型と比較して感染症への感染リスクを最も軽減できる。
- ・ 患者の通院に伴う負担を軽減できる。定期的な訪問歯科診療等を受けている場合には、歯科医師等に自宅等を訪問されることによる患者の負担を軽減できる。

(2) Dentist to Patient with Dentist

患者側にかかりつけの歯科医師等の歯科医師が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ 歯科医療資源が限られる地域においても、専門の歯科医師等による歯科診察を受けることができる。
- ・ かかりつけの歯科医師等の歯科医師が同席することで、専門の歯科医師等との情報共有がスムーズとなる。

(3) Dentist to Patient with Dental hygienist

患者側に歯科衛生士が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ 歯科衛生士による歯科医学的な支援や情報通信機器の使用サポート等により、患者と歯科医師との間の円滑な意思疎通が可能となる。

(4) Dentist to Patient with その他医療従事者

患者側に看護師等の医療従事者が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ その他医療従事者による歯科医学的な支援や情報通信機器の使用サポート等により、患者と歯科医師の間の円滑な意思疎通が可能となる。
- ・ 薬剤師が同席する場合は、歯科医師の処方箋に基づく薬剤師による調剤・服薬指導を実施することが可能である。

(5) Dentist to Patient with オンライン診療支援者（医療従事者以外）

患者側に医療従事者以外のオンライン診療支援者が同席する場合、遠隔地にいる歯科医師が、歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ オンライン診療支援者の情報通信機器の使用のサポート等により、患者と歯科医師の間の円滑なオンライン診療の実施が可能となる。

(6) Dentist to Patient with Doctor

医師が訪問診療等を行う際に、遠隔地にいる歯科医師が情報通信機器を活用し、医師と連携して歯科診療を行う形態。

【特徴】

- ・ 主治医等の医師が同席することで、かかりつけの歯科医師が主治医等との情報共有が行いやすくなり、より円滑な医科歯科連携のもと、患者に対し歯科診療を行うことができる。

4 現状の課題

(1) ICTを用いることが可能な診療形態や対象疾患、治療内容等

歯科診療は、侵襲的な処置も多いことから、適切にオンライン診療を実施できる対象疾患や診療内容等は慎重に検討する必要がある。

オンライン診療を対面診療と組み合わせることで歯科医療の質が高まるような、オンライン診療として適切な内容を検証しながら、好事例を取り入れていくべきである。特に初診については、オンラインのみでは診断に必要な情報を必ずしも十分に得ることができない場合もあるため、適切なオンライン診療を行うことができるか歯科医師が慎重に判断する必要がある。

(2) オンライン診療で用いる歯科医療機器等

口腔内を診察するためには、口腔内カメラ等の機器を用いる必要があり、一定の精度が必要となるが、その精度については対象疾患や歯科診療の目的等によって、求められる精度も変わりうる。

そのため、オンライン診療を行う歯科医師が責任を持って、用いる機器等を適切に判断する必要がある。歯科診療を行うための適切な機器がない場合は、速やかに対面診療につなげる必要がある。

(3) オンライン診療等に用いるシステムの導入・運用について

オンライン診療等の実施に当たっては、利用する情報通信機器やシステムを適切に選択した上で、運用・保守に努めることが重要である。特にオンライン診療等に用いるシステムとしては、現在、オンライン診療等の遠隔医療に特化したオンライン診療システム及びオンライン診療等の遠隔医療に限らず広く用いられる汎用サービスが存在している。また、その機能、費用についてもシステムごとに異なることから、以下のような課題があると考えられる。

- ・ オンライン診療に用いるシステムの活用に当たっては、歯科医療機関にとって一定以上のシステム利用に関するリテラシーが求められる。
- ・ 地域によって通信インフラの整備状況が異なっているなど、患者、歯科医療機関双方の通信環境が異なるため、オンライン診療等を円滑に実施出来ない場合がある。
- ・ 対面診療と比べて診察以外の事務作業が煩雑になる場合がある。
- ・ 安心・安全の観点から、患者情報の保護の観点やサイバーセキュリティ対策の観点でどのシステムを選ぶべきか迷う場合がある。

(4) オンライン診療を行う歯科医師向けの研修

オンライン診療の実施に当たっては、歯科医学知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要であることから、医科と同様、オンライン診療を実施する歯科医師は研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する必要がある。

なお、研修内容の作成にあたっては、患者側の視点に立った内容も盛り込むことも重要である。

(5) 歯科医療機関におけるオンライン診療等に関する職員のリテラシーの向上について

オンライン診療等の導入時には、各歯科医療機関において職員に対して導入意義やメリットについて講義等を通じて説明した上で、事務マニュアルを整備していくことが重要である。

(6) オンライン診療等に関する患者の理解促進について

オンライン診療等の実施に当たっては、その利点や留意事項（対面診察と比較して得られる情報等に制限があり、対面診療を適切に組み合わせて行う必要があること等）について、歯科医師から患者に対して十分な情報を提供した上で、患者の合

意を得るべきである。

その際、患者の理解を得る上で以下のような課題があると考えられる。

- ・ 説明事項の十分性（歯科オンライン診療指針で求められている、急病急変時の対応方針や対面診療に切り替える場合の受診先等の説明ができていないか等）を容易に確認することができない。
- ・ オンライン診療等については、歯科医療機関としては適切な対応であっても、患者の理解が得られないことがある。また、患者が予約時間になっても情報通信機器への接続を完了しない場合、歯科診療を開始できないことがある。この場合、当該患者に対する呼出しの連絡が必要になるほか、次の予約患者の診療開始にも影響が出るおそれがある。

(7) デジタルデバイスに明るくない患者等の歯科医療の確保について

デジタルデバイスに明るくない患者等は、自力ではオンライン診療等を受けることが困難であり、受療の格差にもつながる恐れもあることから、情報通信機器の使用のサポート等が必要である。

III 歯科医師等医療従事者間での遠隔医療

1 期待される役割

歯科医師等医療従事者間での遠隔医療は、「歯科医療資源の少ない地域」など、地域における歯科医療の確保、効率的・効果的な歯科医療提供体制の整備や、医科歯科連携の推進につながる可能性が期待される。

例えば、歯科医療資源が限られた地域における歯科医療提供体制の課題の解消、移動距離や時間等の物理的な距離の解消、専門の歯科医師が効率的に診療を行える環境整備、歯科医師等の生涯教育、医科と歯科の検査データ等の医療情報の共有化や歯科医師－医師間での診療支援につながることを期待される。

また、ICTを活用することにより、歯科医療従事者の働き方の向上等に寄与することや、退院後もかかりつけの歯科医師が円滑に患者の口腔管理を継続することにもつながることも期待される。

2 様々な類型

- (1) 歯科における遠隔放射線画像診断
遠隔地の歯科放射線科の歯科医師にCT又はMRI等の医用画像を共有し、画像診断に関する相談を行うもの
- (2) 歯科における遠隔病理画像診断
遠隔地の口腔病理科の歯科医師に、患者から採取した組織又は細胞の標本の顕微鏡画像等を共有し、病理診断に関する相談を行うもの
- (3) 歯科における遠隔コンサルテーション
遠隔地にいる専門の歯科医師に診療情報や検査画像等を共有しながら診断・治療方針等に関する相談を行うもの
- (4) 歯科における遠隔カンファレンス
多拠点にいる歯科医療関係者がテレビ会議システムを用いて、患者の事例検討等を行うもの

3 様々な形態

- (1) Dentist to Dentist
歯科医師－歯科医師間で実施する形態の遠隔医療であり、例えば、へき地の歯科

診療所の歯科医師が病院歯科の歯科医師に診療上行う相談、口腔外科の歯科医師が大学病院の口腔病理科の歯科医師に病理画像を送り依頼する病理診断等、歯科医師間で診療支援等を行う遠隔コンサルテーション等が挙げられる。

(2) Dentist to Doctor

歯科医師－医師間で実施する形態の遠隔医療であり、歯科医師－医師間で診療支援等を行う遠隔コンサルテーション等が挙げられる。

(3) Dentist to Dental hygienist、Dentist to その他医療従事者

歯科医師が直接患者を診療していない状態で、情報通信機器を通じ、歯科医師が歯科衛生士等の医療従事者を遠隔で指導する形態である。

(4) Dental hygienist to Dental hygienist、その他医療従事者

その他医療従事者 to その他医療従事者

情報通信機器を通じ、歯科医師以外の医療従事者間で支援・指導を行う形態である。

4 現状の課題

本検討会において歯科オンライン診療指針の策定のための議論を中心に行ってきた。歯科医師等医療従事者間での遠隔医療については、今後その実態等を踏まえつつ、適切な運用や普及の推進に向けた課題等を整理していくことが求められる。

IV 今後の取組の方向性

遠隔医療をこれから普及していくためには、歯科医療関係者の個々の研鑽に加え、国、都道府県、市町村、関係団体や関係学会等が連携して取り組んでいくことが求められる。

1 地域の歯科医療提供体制の充実に向けた都道府県又は市町村の取組

少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化などにより、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化しており、地域において必要な歯科保健医療が提供されるよう、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

オンライン診療その他の遠隔医療は、へき地をはじめとした地域における歯科医療課題の解決に資する場合や、対面診療と一体的に地域の歯科医療提供体制を確保する観点もある。

そのため、都道府県又は市町村は、各医療機関における取組に任せるだけでなく、地域の職能団体をはじめ地域の関係者の協力のもと、適切に関与していくことが望ましい。

2 歯科医療従事者教育／患者教育の充実

遠隔医療を幅広く適正に推進するためには、遠隔医療の実施における歯科医療従事者－患者間の信頼関係が構築される必要があり、そのためには、遠隔医療に関する歯科医療従事者による患者への適切な説明が行われることが必要である。歯科医療従事者は必要な研修を受講することにより、適切な説明が行えるよう遠隔医療に関する知識の習得に努めるとともに、より適切な情報の伝え方について歯科医療従事者－患者間で継続的に協議していくことが望ましい。

また、患者だけでなく広く国民に対し、遠隔医療の特性等を正しく理解してもらうための周知等を行うことも重要である。

3 質評価／フィードバック

遠隔医療が各歯科医療機関において適切に実施されるためには、各歯科医療機関において、遠隔医療の質を高めるための取組が行われることが望ましい。オンライン診療に関しては、質評価やフィードバックの体制の整備を行い、特に質評価において、歯科医学的・医療経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行うことが望ましい。

4 エビデンスの蓄積

オンライン診療その他の遠隔医療をより質の高いものにしていくため、安全性や有効性に関する情報（エビデンス）を蓄積し、社会全体で共有・分析されることが望ましい。

また、歯科医療分野のみならず、歯科疾患の予防など歯科保健分野においても、情報通信機器を活用した効果的な取組が期待されている。

5 新しい技術等を踏まえた遠隔医療の推進

新しい技術等が遠隔医療に与える影響について、安全性、必要性、有効性、プライバシーの保護等の個別の歯科医療の質を確保するという観点に加え、対面診療と一体的に地域の歯科医療提供体制を確保する観点も含め、引き続き留意する必要がある。

また、現時点においては非侵襲的なものが想定されるが、将来的には様々なデバイス等が開発される可能性もあることから、そのような技術の開発の動向を見極めながら、必要に応じて遠隔医療のための条件等を検討する必要がある。

V おわりに

遠隔医療は、その普及やエビデンスの蓄積状況に加え、様々なデバイス等の開発も含めた技術の進展等、今後、状況が変化していくことが予想される。

実際に、様々な観点から遠隔医療における議論が継続的に行われており、令和3年11月に本検討会を設置し、計4回にわたって検討を行っている間にも、新たなオンライン診療に関連する通知が発出される等、常に状況が変化している。

このような取り巻く環境の変化や関係する指針の改訂、通知の発出等の状況も踏まえ、遠隔医療の適切な実施に関する考え方については、見直しを行っていくことが必要である。

特に、歯科オンライン診療指針については、本指針の策定により、今後、歯科におけるオンライン診療の普及が進むことが予想されることから、その実施状況を踏まえ、事例収集や課題の整理を行いながら、時代に合わせて定期的に見直すことが重要である。

ICT を活用した歯科診療等に関する検討会 構成員名簿

氏名	所属	備考
遠藤 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 副会長	第1回
落合 孝文	一般社団法人 日本医療ベンチャー協会 理事	
○ 菊谷 武	日本歯科大学 教授	
久保山 裕子	公益社団法人日本歯科衛生士会 副会長	第2回～4回
黒瀬 巖	公益社団法人 日本医師会 常任理事	第2回～4回
◎佐々木 啓一	公立大学法人宮城大学 学長	
高倉 弘喜	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系 教授	
戸原 玄	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 教授	
豊田 郁子	患者・家族と医療をつなぐNPO法人「架け橋」 理事長	
林 正純	公益社団法人日本歯科医師会 副会長	第2回～4回
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 教授	
山内 健介	東北大学大学院歯学研究科 教授	第2回～4回
山口 朱美	公益社団法人日本歯科衛生士会	第1回
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事	
山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長	

◎座長 ○座長代理